バ

ス路

線

対策特

別委員

町

スの運営状況

など、

|補助金内容や県営バス、

をお知らせしま

委員会の

の

調

査結

6月23日に設置された2つの特別委員会は この調査報告をもって解散されました。

の

委員会設 首的

会は、 れます。このため、本特別委員大きな負担となることが憂慮さ らに増加することが明らかであ 費補助金が計上され、 2千万円もの地方バス路線維持 6月定例市議会におい ております。 政再建団体転落の危機を回避 次財政健全化計画を策定し、 革大綱及び実施計画 べく様々な取り組みが計 検討を目的に 今後の大村市の財政運営に 今後のバス路線対策の調 し かし、 :設置を決定され 並 4 平成18 年 れ 今後もさ ζ 次行 びに第2 1 億 財

> な申 望する意見がでました。 通局負担分20パーセントについ 線経常経費のうち、 まれることが判明し、県営バス で、5千万円もの負担増が見込 ても大村市での負担という正式 に対するさらなる経営努力を切 いりまし 々な角度 し出があったということ から調査検討を その中で、 従来の県交 а

営が達成できるとの見通しでは 大村市財政健全化計画」 平成18年5月策定の「 りますが、 計画期間中の3年間につい 概ね収支均衡型の 国の三 による) 財政 第 2 次 体 の

> 当局の判断も止む無しと考えま在の財政状況を勘案すれば、市あるが、本委員会としても、現 れる中、 け さらに厳しい財政状況が予測さ 革による地方交付税の減額 (便もやむを得ないとの考えで れ以上の財政負担は回避しな ればならないと判断します。 市当局は、 本特別委員会としては バス路線の廃止、

いる公共交通機関としての役割総合計画の中に位置付けされ 出るのは明らかであり、 討も急務であると考える。 然であり、 市民への十分な説明と配慮は当 交通弱者に対し、 し る公共交通機関としての役割 かし、 通学者、 種々の代替手段の検 大きな支障が 高齢者等の 事前 また、

す。

経過報告

平成18年6月23日

月23日に開催し、

以後平成18年

第

1

回

の

|委員会を平成

18

年

8月17日までに5回

の委員会を

催

県営バスの各路線維持

正副委員長の互選について

平成18**年**7月12日

- ・過去5年間の補助内容の推移につ いて
- ・県営バス市町単独補助について
- ・大村営業所の勤務実態について
- ・損益状況について
- ・平成17年度県営バス生活路線維持 費補助金内訳(全路線)について

平成18年7月21日

- ・平成17年度県営バス生活路線維持 費補助金内訳(全路線)について
- ・損益状況について
- ・大村営業所の乗務員数の推移につ いて
- ・東彼杵町営バスについて
- ・乗降調査について

平成18年8月8日

- ・路線バス維持に対する各市の考え 方について
- ・ 運行路線 (区間)の廃止及び減便 について
- ・交通局平均給与について

平成18年8月17日

最終報告書について

されることを要望します。 線対策特別委員会の報告とい から感謝いたしまして、 以上、 平成18年8月 委 委員 員 同同同 長 長 馬今辻田田廣 28 場村 中崎瀬 重典勝昭忠政 雄男徳憲義和

を十分に果たすよう、 率の向上に向けた対策も: 関係各位のご協力に 今後の乗 バス路 検討 心

焼

却

|炉メンテナンス調査特別委員

計 は

えなければなりません。

:書作成時と2つに分けて、

考

予算要求時と実際の工事

設



別委員会の調査結果

委員会設 置 の 首的

する事業費等について、緊急に市の焼却炉メンテナンスに関 ました。 査検討を要するため、 随意契約の妥当性の2点 本特別委員会におけ 事業費の精査方 設置さ

る特定事件は、

委員会 の 調査結

議を進めてきました。 ランニングコスト等です。 16 市 却 調査検討事項は、県内他市の焼 査も実施しながら、精力的に審 管課から焼却炉に関する説 同規模の焼却炉を設置している 報告を受けるとともに、 まず、 がの設置運営状況、 の設置運営状況、 年度の委託・ そ 長期 の2点を検討する 滅補修・ 事業費の積算につい 更新工事 補修工事の 平 成 15、 具体的な 大村市と た 現地調 計 明や 画 状 7 **‡**

> 定には複数業者から見積徴収の計書作成時においては、部材算関わっています。実際の工事設 いって、 などして精査し、数回取り直し部材については他市に照会する は物価単 を行うなどして、 請 の 結果や補修状況等を考慮.求時においては、前年度 用するなど、 上最低価格を採用し、労務費に 存在しておりません。 ついては県の公共労務単価を使 概算額を設定されて 負業者の見積書でも、 が十分協議検討のうえ、 請負業者と清掃課技術管理 伷 表で確認し、 般的な部材について 問題となる事 市も主体的に しし 内容に 特殊な の 、 ます。 項は なが 点

保証を担 ました。 び 契約の部分については、 ないということです。一 との重要性から競争入札に適さ 意契約の方法で締結されており 1項第2号の規定に基づき、 自治法施行令第167条の2第 また、 短期間 実施されていますが、 契約については、 |保することの重要性及 理由については、 来る部分について に的確に施工するこ 性能 随

経過報告

・清掃課現地視察、他市の焼却炉メ

ンテナンス状況説明等について

・県内及び類似都市の状況について ・ごみ処理施設機械清掃及び機器点

・正副委員長の互選について

平成18年6月23日

平成18年7月10日

立場としては、やむを得ないと業中止や停止は許されない市の 判断します。 を予測できないのであれば、 . 関 する 周 焼却炉に対する影響 カ l 特許 各部分毎に違 ١J うも 操

補修・ 化計画の関係で、平成30年までいては、長崎県のごみ処理広域 保しながら管理運営を行うと同 延命化及び契約の透明性等を確 しては、引き続き炉の安全性、 られております。 各年度の予算というものも考え れ、それにある程度沿った形で、 稼動させることを前提に、 をして頂くことを強く要望致し それから、 更新工事計画を策定さ 層の経費節減の努力 現在の焼却 市におかれま がに 長期

委

副委

しては、 判断 精査方法及び随意契約の妥当性に審査を重ねた結果、事業費の それぞれの目的を達成しました については、概ね適正であると 以上、 で、本報告をもって終了と致 Ų 調査事 継続7回にわたり慎 -特別委員会と致し 頭につい ては、 ₹ 重

委員 員 同同同同同 長 長 永前松久大村田宮 石川崎野崎上中本 鈴 正 敏 秀 秀 武 二與子義明明和昭

検業務委託、焼却炉処理施設機器 補修工事について 平成18年8月2日 ・焼却炉メンテナンス長期計画等に ついて

平成18年7月14日及び20日

平成18年8月17日及び23日

・焼却炉メンテナンス調査特別委員 会の最終報告について

平成18年8月 28